

留萌市監査委員告示第 3 号

令和6年度定期監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

留萌市監査委員 武 田 浩 一
留萌市監査委員 村 上 均

掲示期限：令和 7 年 4 月 7 日

留総総第531号

令和7年3月13日

留萌市監査委員 武 田 浩 一 様
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
令和6年12月25日付留監第133号で報告のあったこのことについて、定期
監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第1
99条第14項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

(1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。

○ 決裁権者について

- ・ 指摘事項なし。

(2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。

○ 算定根拠について

- ・ 本契約以降、予定価格の積算にあたっては、複数業者からの見積及び市場価格の調査によって合理的な価格設定するよう徹底することとしている。

(3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。

① 契約期間の設定について

- ・ 本契約以降、複数業者に対し、事前に見積提出や納品可能か調査・確認し、応札機会を確保することとしている。

② 随意契約とする根拠について

- ・ 地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約が可能となる要件を再度確認し、随意契約理由書には客観的な理由を記載する。また相手方事業者の入札資格や契約金額等の随意契約を行うにあたっての前提となる条件についても確認し、適切な事務処理に努める。

(4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。

① 契約保証金を免除する根拠について

- ・ 留萌市契約規則第32条の規定による契約保証金の免除要件を確認するとともに、相手方事業者の入札資格や契約金額等の契約保証金の免除に係る前提条件についても確認し、適切な事務処理に努める。

② 契約書について

- ・ 留萌市契約規則第28条により契約書に記載しなければならない事項について遺漏がないか確認し、適切な事務処理に努める。

③ 会計年度独立の原則について

- ・ 令和7年度分より年度開始後から執行するよう適切な事務処理に努める。

④ その他

- ・ 関係書類に記載する内容について、間違いや記入漏れがないかの確認を徹底し、次年度契約分から適切な事務処理に努める。

(5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。

○ 物件納入時の検査について

- ・ 指摘事項なし。

(6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。

○ 支払方法について

- ・ 次年度契約分から、適切に事務処理を行う。

(7) その他

○ 全庁的な基準について

- ・ 庁内全般の指摘事項の主な解説並びに長期継続契約に係る運用方針について、令和7年2月19日に庁内グループウェアに掲示し周知を図った。
- ・ 様式の更新に関しては、精査のうえ今年度内の更新に向け対応していく。

留選管第227号
令和7年1月8日

留萌市監査委員 武田浩一様
留萌市監査委員 村上均様

留萌市選挙管理委員会委員長 工藤幸男

令和6年度定期監査の結果を参考として講じる措置について

令和6年12月25日付留監第133号で報告のあった件について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知します。

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

- (1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。
 - 決裁権者について
 - ・ 指摘事項なし。
- (2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。
 - 算定根拠について
 - ・ 指摘事項なし。
- (3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。
 - ① 契約期間の設定について
 - ・ 指摘事項なし。
 - ② 随意契約とする根拠について
 - ・ 随意契約とする根拠について、客観的に判断できる内容となるよう整理するとともに、根拠の適正化を図り、事務の適正な執行に努める。
- (4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。
 - ① 契約保証金を免除する根拠について
 - ・ 指摘事項なし。
 - ② 契約書について
 - ・ 指摘事項なし。
 - ③ 会計年度独立の原則について
 - ・ 誤った事務処理とならないよう関係法令を再確認し、必要に応じ債務負担行為の設定や長期継続契約の締結等、適正な事務処理に努める。
- (5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。
 - 物件納入時の検査について
 - ・ 指摘事項なし。
- (6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。
 - 支払方法について
 - ・ 指摘事項なし。
- (7) その他
 - 全庁的な基準について
 - ・ 指摘事項なし。

留教教第1344号

令和7年2月25日

留萌市監査委員 武 田 浩 一 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市教育委員会教育長 高 橋 一 浩

令和6年度定期監査の結果を参考として講じる措置について

令和6年12月25日付留監第133号で報告のあった件について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知します。

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

- (1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。
 - 決裁権者について
 - ・ 指摘事項なし。
- (2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。
 - 算定根拠について
 - ・ 根拠となる金額が明記されているか、見積書の徴取には十分に留意する。
- (3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。
 - ① 契約期間の設定について
 - ・ 5年を超える長期継続契約とする理由、購入の場合との比較結果等は、明確に記録しておく。
 - ② 随意契約とする根拠について
 - ・ 地方自治法、留萌市契約規則等の関係法令を再確認するとともに、随意契約とする根拠の適正化を図り、事務の適正な執行に努める。
- (4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。
 - ① 契約保証金を免除する根拠について
 - ・ 留萌市契約規則に規程する免除要件を再確認し適正に処理する。
 - ② 契約書について
 - ・ 標準様式を参考とし、適正な契約書の作成に努める。
 - ③ 会計年度独立の原則について
 - ・ 指摘事項なし。
- (5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。
 - 物件納入時の検査について
 - ・ 指摘事項なし。
- (6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。
 - 支払方法について
 - ・ 指摘事項なし。
- (7) その他
 - 全庁的な基準について
 - ・ 指摘事項なし。

留都上第622号
令和7年3月18日

留萌市監査委員 武田浩一様
留萌市監査委員 村上均様

留萌市水道事業
留萌市長 中西俊司

令和6年度定期監査の結果を参考として講じる措置について
令和6年12月25日付留監第133号で報告のあった件について、地方自治法
第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知しま
す。

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

- (1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。
 - 決裁権者について
 - ・ 指摘事項なし。
- (2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。
 - 算定根拠について
 - ・ 指摘事項なし。
- (3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。
 - ① 契約期間の設定について
 - ・ 指摘事項なし。
 - ② 随意契約とする根拠について
 - ・ 随意契約とする根拠について整理するとともに、根拠の適正化を図り、事務の適正な執行に努める。
- (4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。
 - ① 契約保証金を免除する根拠について
 - ・ 指摘事項なし。
 - ② 契約書について
 - ・ 指摘事項なし。
 - ③ 会計年度独立の原則について
 - ・ 誤った処理を行わないよう関係法令を再確認し、必要に応じ債務負担行為の設定や長期継続契約の締結等、適正な事務処理に努める。
- (5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。
 - 物件納入時の検査について
 - ・ 適切な時期に検査を実施し記録する。
- (6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。
 - 支払方法について
 - ・ 指摘事項なし。
- (7) その他
 - 全庁的な基準について
 - ・ 指摘事項なし。

留病総第665号

令和7年3月18日

留萌市監査委員 武 田 浩 一 様

留萌市監査委員 村 上 均 様

留萌市病院事業管理者 島 田 泰 美

令和6年度定期監査の結果を参考として講じる措置について

令和6年12月25日付留監第133号で報告のあった件について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知します。

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

(1) 予算の執行は、適正な権限者が行い、その手続きは適正か。

○ 決裁権者について

- ・ 留萌市立病院事務決裁規程第6条の規定を再確認し、適正な事務処理に努める。

(2) 使用料及び賃借料の算定根拠は、合理的な基準に基づいて行われているか。

○ 算定根拠について

- ・ 指摘事項なし。

(3) 契約の根拠、契約相手の特定及び選考方法の手続きは適正か。

① 契約期間の設定について

- ・ 5年を超える長期継続契約とする場合は、その理由を明確に記録しておく。

② 随意契約とする根拠について

- ・ 随意契約とする根拠について整理するとともに、根拠の適正化を図り、事務の適正な執行に努める。

(4) 契約に至るまでの手続き、関係書類整備は適正に行われているか。

① 契約保証金を免除する根拠について

- ・ 指摘事項なし。

② 契約書について

- ・ 留萌市立病院契約規程第29条により契約書に記載しなければならない事項について、遺漏がないか確認し、適正な事務処理に努める。

③ 会計年度独立の原則について

- ・ 誤った処理を行わないよう関係法令を再確認し、必要に応じ債務負担行為の設定や長期継続契約の締結等、適正な事務処理に努める。

④ その他（予定価格について）

- ・ 留萌市立病院契約規程第14条を規定を再確認し、適正な事務処理に努める。

(5) 賃貸借等に係る事務事業は、仕様書及び契約書のとおり履行されているか。

○ 物件納入時の検査について

- ・ 指摘事項なし。

(6) 賃貸借料等の支払は、適正に行われているか。

○ 支払方法について

- ・ 次年度契約分から、適正な事務処理に努める。

(7) その他

○ 全庁的な基準について

- ・ 指摘事項なし。